

平成30年3月26日

国立市議会議長 **大和 祥郎 様**

提出者 高原 幸雄

〃 関口 博

〃 望月 健一

〃 稗田美菜子

〃 藤田 貴裕

議案の提出について

議員提出第 6 号議案

機構法第25条第4項「家賃の減免」実施に関する意見書（案）

上記の議案を次のとおり、地方自治法第99条及び会議規則第13条の規定により提出します。

機構法第 25 条第 4 項「家賃の減免」実施に関する意見書（案）

独立行政法人都市再生機構（以下、「都市再生機構」という。）は、市場家賃を原則としながら、その公的使命から独立行政法人都市再生機構法（以下、「機構法」という。）第 25 条第 4 項に、家賃の支払いが困難なものには減免することができる」と規定しています。

昨年 9 月、国立富士見台団地（2,050 戸）自治会が行ったアンケート調査によれば、世帯主 75 歳以上が 43%、60 歳以上だと 76% を占め、年金受給世帯が 69%、給与所得者はわずか 19% です。年収は 66% の世帯が 353 万円未満（45% が 242 万円未満）に対し、家賃は 7～9 万円台 62%、10 万円以上が 13% です。年収 250 万円の家賃が 8 万円だと、家賃負担率は 38% になります。年金だけが頼りの世帯（居住者のうち 43%）では収入の半分を家賃に充てています。家賃負担について 87% が重い（大変重い 50%、やや重い 37%）と答えています。

いちょう並木国立（346 戸）自治会のアンケート結果でも、国立富士見台に比して、世帯主年齢はやや若く、給与所得者も多く、平均収入が高いとはいえ、年金受給世帯が 50% を占め、家賃は 10～11 万円台 38%、12 万円以上 47%、家賃負担について 90% が重いとの回答です。

居住者の多くが公営住宅収入層であることを政府・都市再生機構とも認めながら、この「家賃の減免」条項は空文化され、実施されていません。

これらの状況に鑑み、団地居住者の切実な要望に御理解いただき、国立市議会として下記の事項の実現を要望します。

記

1. 都市再生機構は、公営住宅収入層に準じる低額所得世帯に対し、機構法第 25 条第 4 項の「家賃の減免」条項を実施すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出するものである。

平成 30 年 3 月 日

東京都国立市議会

提出先 内閣総理大臣、国土交通大臣、都市再生機構理事長